

平成23年度 第3回
理 事 会

平成23年 5 月 27日（金）

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成 23 年度第 3 回理事会 議事録

- 1 開催日時 平成 23 年 5 月 27 日（金）
午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 2 開催場所 財団法人武蔵野市福祉公社事務所（1 階）会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 9 番 1 号
- 3 理事及び監事の現在数
理事 6 名、監事 2 名
- 4 出席理事者数及び氏名
理事 6 名
理事長 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 大野 壽三枝 理事 安藤 真洋
理事 黒竹 光弘 常務理事 河中 款
監事 2 名
監事 五十嵐 利光 監事 安田 大
- 5 定足数 4 名
- 6 欠席理事者数及び氏名
理事 0 名
監事 0 名
- 7 議決事項
第 4 号議案 平成 22 年度財団法人武蔵野市福祉公社 事業報告
第 5 号議案 平成 22 年財団法人武蔵野市福祉公社 収支決算
- 8 議長及び議事録署名人の選任
寄附行為に基づき、理事長長澤博暁が議長席に着き開会、議長（理事長）から本日の出席者について、寄附行為第 26 条の規定による定足数を満たしているので、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本理事会の議事録署名人に大野理事、黒竹理事の 2 名を選任し、両氏もこれを承諾した。

9 議事の経過及び結果

理事長より挨拶があり、議案及び議事の取り扱いについての説明及び5月24日に開催した評議員会における本日の2議案について諮問し、承認を受けた旨の報告があった。

第4号議案 平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社 事業報告

第5号議案 平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算

理事長より両議案の関連性から、一括して議題としたい趣旨提案し、全員一致でこれを承認した。

事務局長より、議案第4号「平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告」及び議案第5号「平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算」についての説明をし、その後5月19日に行われた期末監査の結果について五十嵐、安田両監事より報告があった。

◇五十嵐監事：業務監査を行った結果、監査報告書のとおり、特に問題なく業務は執行されており、安定してサービスは提供される。また運営のほうも問題なくされていた。今後は公益化の問題と中長期計画の実行を進めてほしい。

◇安田監事：会計監査を行った結果、監査報告書のとおり、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は会計帳簿の記載事項と一致しており、法人の収支状況と財産状態を正しく示しており、基本的に良好に処理されている。前年度以前の指摘事項についても改善されており、問題はない。今後は、期末の未収、未払等のチェックはさらにお願ひしたい。会計面からの課題としては、既に十分認識はされているようだが、公益法人化へ向けて会計面の準備も進めなければいけないこと。借入金の利率が4.3%なので、繰上償還等が可能であれば再度ご検討してほしい。

監査報告に続き、逐次質問に入った。

◇安達理事：調査研究開発事業で、公益法人について検討されており、現段階では情報収集ということで具体的なことについてはこれからということですが、情報収集の段階でメリット、デメリットはどうか、そして将来的に公益法人になる可能性と、なった場合にどんなメリットがあるのか。

◇河中常務：公益法人になった場合のメリットについてですが、まずはやはり税制面での優遇というのがあるかと思います。それと名称に公

益がつくということについての信頼性、ブランド価値というか、信頼性が名称から出てくるということはありません。

デメリットで一番多く指摘されていることは、やはり毎年毎年公益性についての審査があるということで、新たな移行手続の審査もそうですが、非常にそれに対する事務が増大するということが一番大きなデメリットになるのではないかと考えております。

- ◇安達理事：可能性はどうか、なれそうですか。
- ◇河中常務：22年度は、いろいろと模索し、東京都にも打診しましたが、審査会次第ということ東京都は言っています。ただ一方で、今現にやっている事業の公益性をいかに説明するか次第だということも言われております。また、当公社と同じような形態の他の都内の財団法人の福祉公社では、先行して移行手続を進めており、そこは、公益性を説明する内容次第で十分なり得るという感触を持って進めているとのこと。
- ◇安達理事：2点目です。事業報告3ページ6行目に東京都住宅供給公社三鷹窓口センターとの都営住宅関連情報交換会の内容について教えてもらいたい。東京都の住宅供給公社も少子・高齢化社会について大変関心が強くて、少子・高齢化対策部をこの4月から設置している。実施していることは大変結構なことだと思うので、中身がわかれば教えてもらいたい。
- ◇在宅介護支援センター係長：東京都住宅供給公社のほうでも、80歳以上の高齢者のところを巡回管理人という形で年に数回巡回しております。それで、問題が多くて、その管理人だけでは処理できないということが住宅供給者側のほうから上がってきました。在支にもやはり地域住民の方から問題が相当上がってきていますので、関係者が情報を共有するか、親族の連絡先等個人情報に係ることは何をどこが知っているかを確認しておこうということで、年1回、その方の氏名、年齢、特に問題になっていることを、住宅供給公社、武蔵野市役所の高齢者支援課、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、そして地域の民生委員の方で、情報の共有化を行っております。
- ◇安達理事：事業報告5ページ、(2)権利擁護事業で、契約終了35人、死亡終了が20人ですが、残りの方はどんな理由で終了しているのでしょうか。
それから、(4)成年後見事業で、12人の成年後見人等に就任しとあるが、就任いただいたのはどんな方々でしょうか。

◇在宅サービス課後見係長 権利擁護事業の終了件数は、権利擁護事業から成年後見への移行が5件と、転出・転居による中止、本人以外に親族が対応できるということでの終了などです。

成年後見の利用者の状況ですが、有償在宅サービスからの移行が現在36名中10名、それ以外の方々は主張申立等からのものや、権利擁護独自の中からレベルが成年後見レベルということで移行した方々で、公社のほうで法人後見を行っております。

◇大野理事：今の安達理事の質問と関連して、成年後見ですが、ここに書かれている終了は報酬付与の申立ての結果の終了ということですか。これは成年後見人を福祉公社がしている方については毎年報酬付与の申立てをして収入が得られているということですか。

◇在宅サービス課後見係長：毎年全件数を付与の申立てをしているわけではなく、その方の資産に応じて資産の少ない方については付与の申立てはしないで行っております。ただ、有償在宅サービスから移行した方々が資産がある方が多いということと、あと転居や施設入所や遠方への施設の移送とか、かかわった内容に応じて付与をいただいており、1,600万という金額になっております。

◇大野理事：そうすると、何の報酬もいただかないで無料で成年後見人を行っている方もいらっしゃるわけですか。

◇在宅サービス課後見係長：はい。

◇大野理事：それから、毎年ではなくて、死亡時に報酬付与の申立てをするというような方もいらっしゃるんですか。

◇在宅サービス課後見係長：1年を経過しないまま亡くなる方もいらっしゃるし、亡くなったときにそのときの状況に応じて付与の申立てを行っております。

◇大野理事：成年後見については報酬付与の申立てを毎年する場合と、死亡時に一括して報酬付与の申立てをするというやり方とあると思いますが、その方の資産と、それからどれだけ仕事をしたかというその評価の容易性というか、そういうことあるとは思いますが、できるだけ後見人として報酬を安定的にするためには、やはり毎年するほうが好ましいと思うので、そこは考えてみていただきたいと思います。

◇高齢者総合センター長：後見事務報告は毎年しています。そして、後見事務報告の中でこの人の資産は僅少なので、今回報酬付与の申立てはいたしませんという形で、終結したときにその人の、恐らくは親族機能がないので、葬儀、納骨を済ませ、財産等が出ますので、それに

対して裁判所に報告をして、裁判所の判断してもらおうという形であり
ます。

- ◇大野理事：権利擁護事業についてですが、この権利擁護事業の対象者は有償在宅の方とは限らない一般市民の方ですね。とすると対象者は非常に広いはずですが、新規契約は37人程度と、さほど多くはないように思いますが。それから、成年後見事業の対象者も、有償在宅から成年後見になっている方も結構いらっしゃるのでは。せっかく福祉公社という公的な法人が権利擁護事業で財産管理できる、あるいは成年後見人になると、こういう公的で信頼できる人が財産管理してくれたり成年後見人になってくれるというのは余りないと思います。他方、成年後見の申立てというのは非常に増えているので、後見人になる方というのを裁判所もいろいろ探していて、資格を持っている人、社会福祉士とか、司法書士とか弁護士とか一生懸命探しているところなので、ぜひ福祉公社を売り込んでいったほうがいいと思います。そういう宣伝の努力を是非していただきたいと思います。
- ◇高齢者総合センター長：権利擁護事業の利用者ですが、これは独自事業の利用者は都内随一なんです。先生のおっしゃるように、裁判所の持っている後見人候補者名簿に公社が登録して、任意に裁判所がここなら法人後見が適当であろうという形で選任されるというのは、望ましいことでもありますので、今後とも新たな展開として考えていかないといけないと認識しています。
- ◇安藤理事：3ページの補助器具センター事業のことですが、これは障害者計画の中では補助器具センターと八幡町の市の福祉センターの共同体制を整備するというふうになっていました。双方の調整が必要な事例があるということで、情報共有するシステムをつくり、役割分担による専門職の効率的な連携を図りつつ、一体的な支援体制の整備を含めて検討しますというふうになっていて、前回ご質問したときは、それは市のほうで具体的にどういうふうにと方向性を出していくので、福祉公社が独自にということとは考えにくいというようなお返事だったかと思いましたが。23年度までの計画で、そういったことは実際に検討されていたのかお聞かせください。
- ◇総務課長：22年度は福祉公社と市担当課と障害者福祉センターとで、たしか3回ほど会議を持ちました。そのほかに高齢者支援課、障害者福祉課職員に補助器具センターの業務と障害者福祉センターの専門職の業務についての説明会等行い、業務内容について認識を職員に持ってもらうところから始めました、その中でこういった形で連携して

いけるのかということを検討しておりますが、まだ今後どうしていくということには決定はしておりません。

◇黒竹理事：1ページの法人内外におけるコミュニケーション不足、劣化が移転問題の背景にあったという指摘のことです。本件につきましては今年度の事業計画の中にも法人内部の議論を進める予定であるという記載がありますが、具体的に何か今進展している状況はあるのでしょうか。

◇河中常務：まず、当面の大きな課題であります公益法人改革の行方、それを前提として、あるいは事務所移転でこれをきっかけになりました、四、五年の法人のあり方については中長期事業計画である程度出していますけれども、さらにその先を見すえた法人のあり方、それに伴うふさわしい事務所のあり方等の議論を、やはりまず内部の職員の英知を集めて議論していくという計画を立てております。

今回23年度の課題といたしましては、その中長期計画の見直しを掲げておりますので、それについては外部の委員の方ではなく、職員の考えを終結、議論を進めて、中長期計画の修正をしていきたいと考えています。

◇黒竹理事：今ご答弁ありましたように、ぜひ現場サイドの意見を十分受け入れていただいて、法人内部で十分ご検討いただき、その結果より良いサービス、またあるべき公社の姿、そういったものを模索していただければと思いますので、ぜひ継続してよろしく願いいたします。

◇安達理事：関連で。定例的に開催される職層別の会議というのはどんな会議があります。

◇河中常務：これはまず毎月進行管理会議とをやっております、これはメンバーは理事長、事務局長、管理職と管理係長が入っております。その中で議論されました情報については必ず全職員に流すようにしております。

◇安達理事：係長というのは各職場の係長がそれに入っているという意味ですか。

◇河中常務：失礼しました。進行管理会議には係長は入っておりませんが、議題の中でその業務に密接に関連するものがあつた場合は担当する係長を入れるようにしております。継続的に事業部署の係長が入るということではありません。

◇安達理事：皆さん大変お忙しいですから、現場ではなかなか集まるといのが難しい、私の経験からしても。ただ、そういう定例的な会議

を、研修も含めた形で設置することによって必ずそこに、例えば第2木曜日とか決めたらそのときに必ず集まる、それはコミュニケーションに非常に有効になってくる、と実際の経験から思いますので、研究をされたらいかがでしょうか。

- ◇河中理事：確かに本部の中でも後見係と管理系の固まりと、あとホームヘルプセンターなどがあり、高齢者総合センター、北町高齢者センターという地理的には別組織といったところがあるので、一体感の醸成というのが難しい環境にあります。今の安達理事のご提案もよく加味して、どのような方法がよいのか考えていきたいと思っております。
- ◇長澤理事長：それでは、質疑がないようですので、質疑を終わり、直ちに採決に入ります。

採決は1件ずつ行います。

議案第4号、平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告を、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第5号、平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算を、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

10 報告事項

総務課長より、次回の理事会の日程調整の連絡を行った。

本理事会の議決を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 23 年 7 月 4 日

議長（理事長）長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人 黒 竹 光 弘 ⑩

議事録署名人 大 野 壽三枝 ⑩